神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画(案)の概要

1. 概要 目標:県内全域における大気環境基準の確保

自動車NOx · PM法

自動車の交通が集中している地域で、 大気汚染防止法等による措置のみでは 大気環境基準の確保が困難と認められ る地域を、国が対策地域に指定(法第 6条・8条)



国が「総量削減基本方針」を策定 (法第6条・8条)



都道府県知事が「総量削減計画」を策定 (法第7条・9条)



本県の対策地域 (塗りつぶし部分)

(経緯)

- 県は平成15年度に、平成22年度を目標年次とした「総量削減計画」を策定したが 目標未達成
- ・平成23年3月に国は「総量削減基本方針」を変更し、県も平成32年度(令和2年 度)を目標年次とした「総量削減計画」を平成25年度に策定し、目標を達成
- 国は令和4年11月に大気環境の維持を目的として「総量削減基本方針」を延長す ることが適当であると判断したため、県も令和8年度を目標年次とした「総量削 減計画」(案)を作成

3. 計画の目標

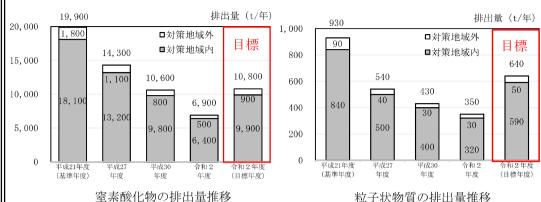
大気環境の維持を目標とし、令和8年度まで、県内全域における大気環境基準を 確保した状態を維持

◆目標達成のために次に示す総量まで窒素酸化物及び粒子状物質を削減した状態 を維持(目標値は前計画から変更なし)

	窒素酸化物 排出量(トン/年)	粒子状物質 排出量(トン/年)
令和8年度の目標達成のために	48, 300	2, 830
達成すべき総量	【46, 700】	【2, 720】
上記のうち、自動車から排出さ	10, 800	640
れる総量	[9, 900]	【590】

【 】内は対策地域内の数値

2. 県内の現状



※ 平成27年度以降は県内全ての常時監視測定局で二酸化窒素と浮遊粒子状物質 の環境基準を達成

4. 目標達成のための施策

国、県、市町村、県警、道路管 理者、関係団体、荷主、発注 者、運送事業者等が連携し、次 の施策を継続実施

- 自動車単体規制の強化等
- 車種規制の実施
- 運行規制等の実施
- 低公害車の普及促進
- エコドライブの普及推進
- 自動車交通需要の調整・ 低減
- 交通流対策の推進
- 局地汚染対策の推進

また、九都県市や神奈川県公害 防止推進協議会(県、横浜市、 川崎市)において共同した取組 を推進する。

5. 推進体制と今後のスケジュール

(1) 推進体制

神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物 質総量削減計画策定協議会において計画の進行 管理を行うとともに、その結果を公表

(2) 今後のスケジュール

	国	県
R5. 10		幹事会(局長級)
R5. 11		協議会(首長級) ※1
R5. 12	—	議会、環境審報告※2 大臣協議
R6. 1	公害対策会議	
R6. 2		→ 公害対策会議の返し
R6. 3		公告
R6. 4. 1		新計画施行

- ※1 書面開催
- ※2 素案は、R5第1回定例会で議会報告済、 第76回環境審(R5.5月開催)で報告済